# 大和高田市公共建築物における"奈良県産材"利用推進方針

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」第9条第1項に基づき、奈良県が定める「公共建築物における"奈良の木"利用促進方針(平成24年3月29日奈良県制定)」に即して、大和高田市(以下「市」という。)が所管する公共建築物における奈良県産材(以下「県産材」という。)の利用推進に関する基本的事項等を定めるものである。

# 1 意義及び効果

(1) "県産材"利用推進の意義

公共建築物において県産材を利用することは、林業及び木材産業の振興を通して、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、地域経済の活性化及び雇用の確保の実現につながる。このため、市は、本方針に基づき、公共建築物への県産材利用を推進するものとする。

(2) "県産材"利用の効果

公共建築物において県産材を推進することにより、次の効果が期待される。

① 公共空間の高質化

木材は、安らぎや温もりを与え、周囲の景観に溶け込むなどの視覚的効果があるほか、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており、公共空間の高質化が図られる。

② 循環型社会形成への貢献

木材は、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できるなど、環境に優しい資材であり、循環型社会の形成に貢献する。

- ③ 林業及び木材産業の振興への寄与 県産材の安定的な需要を直接的に創出することにより、林業及び木材産業の振 興に寄与する。
- ④ 一般建築物における県産材利用の拡大

公共建築物は、広く市民一般の利用に供されることから、多くの市民に対して 県産材と触れ合い、その良さを実感する機会を幅広く提供することが可能であり、 住宅、事務所、店舗等の一般建築物への県産材の利用拡大につながる。

#### 2 基本的考え方及び目標

- (1) "県産材"利用の基本的考え方
  - ① 公共建築物のあり方

公共建築物は、市民の共通の財産であり、多くの人に長期にわたって使われる という性質から、公共施設としての機能、利用者の利便性や安全性の確保、長寿 命化、ライフサイクルコストの低減化等を考慮する必要がある。

### ② 公共建築物への木材利用の課題

公共建築物への木材利用に当たっては、構造強度、耐火性能及び水分、シロア リ等に対する耐久性能の確保について十分に配慮する必要がある。このため、木 材自体の不燃化、難燃化、防腐処理等の耐久性向上、集成材等の木材関連技術の 活用及び設計上の工夫に取り組む必要がある。

### ③ 公共建築物における県産材利用に向けて

市は、公共建築物の機能並びに利用者の利便性及び安全性の確保を前提として 公共空間の高質化など県産材利用の効果と費用とを総合的に考慮し、可能な限り その利用の推進に取り組むものとする。

# (2) "県産材"利用の目標

市は(1)の基本的な考え方を踏まえながら、以下を目標として公共建築物に おける県産材利用の推進を図るものとする。

#### ① 低層建築物における木造化の推進

耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物の新築、改築及び増築(以下「新築等」という。)に当たっては、県産材を利用した木造化を推進する。

#### ② 内装等の木質化の推進

公共建築物の新築等及び改修に当たっては、多くの市民が利用する部分や木質 化がふさわしい部分について、県産材を利用した内装の木質化を推進する。また、 景観上特に木質化がふさわしい建築物については、県産材を利用した外装の木質 化を推進する。

#### ③ 「奈良県地域認証材」の利用の促進

市は、整備する公共建築物において、トレーサビリティ確保、品質確保のために「奈良県地域材認証センター」が認証する「奈良県地域認証材」の利用の促進に配慮するものとする。

# 3 一般建築物への"県産材"利用の促進

市は、一般建築物における県産材利用の促進のため、次に掲げる施策に取り組むものとする。

(1) 民間等の一般建築物における"県産材"利用の促進

市は、市以外の者が整備する建築物において、県産材の積極的な利用を拡大するため、これらを整備する者に対して利用の促進を要請するとともに支援に努めるものとする。

(2) 市民に対する積極的なPR

市は、公共建築物における県産材利用の推進の意義等について市民の理解が深められるよう、その取組状況の積極的なPRに努めるものとする。

4 建築物以外への"県産材"利用の推進

市は、公共土木工事における工作物及び工事用資材、備品及び消耗品、木質バイオマスの活用など、建築物以外への県産材の積極的な利用に努めるものとする。

附則

- 1 この方針は、平成26年2月1日から運用する。
- 2 この方針については、施策の実施状況、効果等について把握、分析を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。